

幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設について

世田谷区では、令和4年4月に、無償化の対象となる認可外保育施設を、国が定める指導監督基準を満たす施設に限定する条例を制定しました。**世田谷区在住の方は、指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されていない認可外保育施設・ベビーシッターを利用した分については、幼児教育・保育無償化の対象にはなりませんので、ご注意ください。**

① 基準を満たす認可外保育施設の確認方法（世田谷区内の施設の場合）



手順1：区HPにアクセス
ホーム>目次から探す
>子ども・教育・若者支援
>幼児教育の無償化
>無償化対象施設一覧
(ページ番号：181959)



手順2：「認可外保育施設（施設）」をクリック
ベビーシッターを調べる場合は「居宅訪問型事業」をクリック

手順3：一覧表で施設を探し、「証明書の交付日」が入っていることを確認

No	施設・事業	特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称	施設等の所在地	確認年月日	認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付日
1	認可外保育施設	〇〇保育園	世田谷区	令和元年9月20日	平成20年3月31日
2	認可外保育施設	〇〇ナーサリー	世田谷区	令和元年9月20日	平成21年3月31日
3	認可外保育施設	〇〇キッズ	世田谷区	令和元年9月20日	平成22年3月31日
4	認可外保育施設	〇〇キッズ	世田谷区	令和元年9月20日	平成23年3月31日
5	認可外保育施設	〇〇キッズ	世田谷区	令和元年9月20日	平成24年3月31日
6	認可外保育施設	☆☆キッズ	世田谷区	令和元年9月20日	平成25年3月31日

「証明書の交付日」が空欄の場合、「一覧表に施設名が掲載されていない」場合は無償化対象外です。

② 基準を満たす認可外保育施設の確認方法（世田谷区外の施設の場合）

- ・世田谷区外の施設については、利用する施設、または施設の所在地の自治体へ確認してください。
- ・確認いただく際には、

- ① 無償化対象施設としての確認申請を提出し、区市町村の確認を受けているか、
- ② 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されているかの2点を必ずご確認ください。



③ 条例制定の考え方

国の法律では、認可外保育施設の無償化は「基準を満たす施設」のみを対象としておりますが、無償化がスタートした令和元年10月から令和6年9月の5年間は経過措置として「基準を満たさない施設」も対象としています。ただし、市区町村が条例を制定することで、経過措置期間中でも対象施設の基準を定めることができます。

世田谷区では、子どもの安全や保育の質の確保の観点から、施設が最低でも国の定めた基準を満たすことが必要であると考え、令和4年4月から、無償化の対象施設を国の指導監督基準を満たす施設に限定することとしました。



裏面あり（よくある問い合わせ・担当連絡先）

よくある問い合わせ

問	答
幼稚園の後に認可外保育施設を利用しているが、無償化対象となるか。	基準を満たさない認可外保育施設（基準を満たさないベビーシッター含む）をご利用の場合、無償化対象にはなりません。表ページ①、②に従い、ご利用の認可外保育施設が無償化対象かどうかをご確認ください。 ご利用の幼稚園名が、区HPの無償化対象施設一覧の「新制度未移行幼稚園」「幼稚園預かり保育」に掲載されていたとしても、幼稚園の後に利用する認可外保育施設が基準を満たしていなければ、無償化の対象にはなりません。
区外の認可外保育施設を利用しており、施設から無償化対象と言われているが間違いないか。	表ページ②のとおり、「無償化対象施設としての確認申請を提出しているか」「国の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けているか」を施設や施設所在地の自治体に改めてご確認ください。 世田谷区は表面③のとおり条例を制定していますが、条例を制定していない自治体の施設の場合、その自治体の住民の方は、国の指導監督基準を満たしていない施設をご利用でも無償化の対象となっているため、世田谷区の条例を踏まえたご案内を受けられていない可能性があります。
一時預かり事業を利用しているが、無償化対象施設の確認方法が知りたい	今回の条例は、認可外保育施設について制定したものですので、「一時預かり事業」については今回の条例とは関係なく、無償化対象としての確認を自治体から受けていれば対象施設となります。 世田谷区内の一時預かり事業の無償化対象施設は、「無償化対象施設一覧」ホームページ掲載の「一時預かり事業」からご確認ください。
ベビーシッターを利用しているが、無償化対象施設の確認方法が知りたい	令和4年4月に区が制定した条例は、「居宅訪問型（いわゆるベビーシッター）の認可外保育施設」の無償化対象施設についても限定する内容となっています。 対象施設については、区内施設の場合は、表ページ①の方法で、区外施設の場合は、表ページ②の方法でそれぞれご確認ください。

「無償化対象となる認可外保育施設」をご利用の場合でも、給付対象となるには、「保育の必要性の認定」のお手続きが必要です。同封のご案内を確認いただき、お手続きいただきますようお願いいたします。

よろしくお願ひします



無償化に関する問い合わせ先

※幼稚園の後に認可外保育施設等をご利用の場合、問い合わせ先が変わりますのでご注意ください。

※各ホームページは、ページ番号を区HP一番上  **世田谷区**  **検索** にご入力下さい。

利用施設（預かり保育含む）	問い合わせ先	ホームページ
認可外保育施設等のみ利用 ※本通知の内容についてもこちら	保育認定・調整課 認可外保育施設担当 (5432-2313)	無償化について ページ番号：181718
子ども・子育て支援新制度 を利用しない幼稚園	子ども・若者支援課 私学係 (5432-2066)	無償化について ページ番号：180747 私立幼稚園一覧 ページ番号：151437
区立幼稚園、区立認定こども園	乳幼児教育・保育支援課 (6453-1531)	施設の概要等 ページ番号：5769
子ども・子育て支援新制度 を利用する幼稚園、私立認定こども園	保育運営・整備支援課 (5432-2334)	無償化について ページ番号：182076 私立幼稚園一覧 ページ番号：151437